

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19H01435

研究課題名（和文）気候変動訴訟に関する実証的研究—その理論化をめざして

研究課題名（英文）Empirical Study on Climate Litigation: Towards Its Theorization

研究代表者

高村 ゆかり (Takamura, Yukari)

東京大学・未来ビジョン研究センター・教授

研究者番号：70303518

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 13,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、世界的に急速に拡大する気候変動訴訟について、主要な法域の裁判所や、国際裁判所、条約機関などに提訴・申立がなされたものを検討し、世界の動向を把握するとともに、気候変動訴訟特有の法的論点・問題（例えば、原告適格、援用・適用法規、立証責任など）について分析を行った。気候変動訴訟における人権条約の援用・適用は重要な特質の一つである。特にラテンアメリカでは、自然の権利、将来世代の権利の適用と交錯する。世界の気候変動訴訟と対比して日本の気候変動訴訟の法的争点について分析し、石炭火力発電所の建設をめぐる訴訟が提起される法政策的背景と日本の関連の法令の課題についても考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

実証研究に基づき気候変動訴訟の実態と全体像を把握し、主要な訴訟について当事者や裁判所等が動員する理論・理由づけの妥当性、有効性、限界を明らかにした。加えて、国際人権条約が気候変動訴訟において援用・適用され、その判断に影響を及ぼし、また、気候変動訴訟を通じて、侵害の態様が個別的（personal）でなく一般的な（気候変動による）侵害についての人権条約の解釈も展開する。これらの研究成果を参照しつつ、気候変動対策強化の方策の一貫として気候変動訴訟が持つポテンシャルと課題を明らかにし、日本における気候変動訴訟と気候変動に関連する法制度の課題を明らかにしたことは社会的意義がある。

研究成果の概要（英文）：This research project examined the rapidly expanding global climate change litigation that has been filed in courts in major jurisdictions, international courts, and treaty bodies, to understand global trends and to analyze legal issues relevant to climate change litigation (e.g., (1) standing, (2) applicable law and regulations, (3) burden of proof). Invoking and applying human rights treaties, such as right to life, in climate change litigation is one of the important features. Especially in Latin America, it intersects with the application of the rights of nature and the rights of future generations. We analyzed the legal issues in Japanese climate change litigation in contrast with global trends of climate change litigation, and also discussed the legal and policy background of lawsuits filed over the construction of coal-fired power plants and problems and challenges for Japanese laws and regulations.

研究分野：国際法学、環境法学

キーワード：気候変動訴訟 気候変動 訴訟 人権条約 人権法

## 1. 研究開始当初の背景

近年、気候変動の影響とそのリスクへの懸念が世界的に高まっている。2018年10月に公表された気候変動に関する政府間パネル (IPCC) の1.5度特別報告書 (IPCC, Global Warming of 1.5°C (2018)) においても、将来の気候変動リスクと削減対策のコストを低減するには2030年より先がけて世界の温室効果ガス排出が減少に向かう必要があること、1.5度の気温上昇でも現状より大きな損害、リスクともたらしうるが、2度の気温上昇は、熱波による被害人口の増大、珊瑚礁や北極など脆弱な生態系への影響、食料生産への影響といった点でより大きな影響・リスクをもたらすと科学的知見が示され、できるだけ低い水準に気温上昇に抑制するため、気候変動対策の強化と加速化の必要性・緊急性が強く認識されている。昨今の異常気象に起因する自然災害の多発とその損害の拡大は、気候変動が将来の世代の大きなリスクであるとともに、現世代にも損害を与えうる現実の問題として認識されつつある。

こうした文脈において、気候変動に関連して、政府や排出の大きな企業に対して対策の強化を求める訴訟や気候変動起因とも考えられる損害の修復、救済を求める訴訟を提起する事例、人権委員会などの国際機関に申立を行う事例が、欧米を中心に世界的に増えている。

気候変動問題は、温室効果ガスの排出という世界的で時間をこえた過去から現在に至る無数の集合的行為の結果として損害が発生するもので、従来特定された汚染者に対してその行為による被害者が救済を求めるといった仕組みが機能しがたい。このことは、争訟性や原告適格、原因行為たる排出と損害の因果関係、その証明などを巡って、従来型の訴訟の理論/アプローチは、気候系の保護と被害者の救済に効果的に機能しがたいことを含意する。拡大する気候変動訴訟はこうした課題にいかに対応しているのか。その到達点と課題は何か。国際レベルの法と国内法の間でいかなる連関が生じているのか。特に日本においていかなる課題があるのか。本研究はこうした問いに答えようとするものである。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、これらの気候変動訴訟 (climate litigation/ climate change litigation) の実証的研究に基づき、その実態と全体像を把握し、その特質と特有の課題に対応する理論を検討することで、理論化を試みるものである。同時に、本研究を通じて、各国法の特質を明らかにし、科学との関係、各国法と国際レベルの法との相互作用、ダイナミズムがいかなるものかという問いに答えることになる。そして、日本法がこうした気候変動訴訟の特質と特有の課題にいかに対応しているか、いかなる課題があるのかを明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究では、気候変動訴訟の全体像の把握とその類型化、理論化をめざし、まず、気候変動訴訟の先例を実証的に検討し、そこから抽出される気候変動訴訟特有の法的論点・問題の同定を行う。①争訟性、②原告適格、③援用・適用法規 (関連国際条約の援用/適用を含む)、④立証責任といった論点を念頭に、民法学、行政法学、国際法学とそれぞれ専門分野の異なる研究参加者が協力して検討を進める。それにより、法体系の違いに留意しつつ、各国法、国際法における理論とその展開の共通性と独自性を明らかにし、気候変動訴訟に関わる日本法の特質と課題を明らかにする。検討に際しては、主として判決、論文等の文献調査によるが、国際的な研究ネットワークをいかして、代表的/典型的訴訟を中心に、関係する当事者、研究者、国際機関などへの聞き取り調査を行う。研究成果の検証のため、国内外の専門家を招いた研究会合などを開催する。

こうした実証研究を基に、抽出される気候変動訴訟特有の法的論点・問題について、当事者や裁判所等が動員する理論・理由づけの妥当性、有効性、限界を明らかにする。さらには法体系の違いに留意しつつ、各国法、国際法における理論とその展開の共通性と独自性を明らかにし、気候変動訴訟に関わる日本法の特質と課題を明らかにする。

## 4. 研究成果

### (1) 気候変動訴訟の世界的な展開

国連環境計画 (UNEP) による「Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review」(2023)<sup>1</sup>によると、2022年12月31日時点で、コロンビア大学 Sabin Center の気候変動訴訟のデータベースには65の法域と国際裁判所や司法・準司法機関について2180の気候変動訴訟の事案が記録されている。そのうち、米国が1522件、米国以外が658件である。

世界の気候変動訴訟は、この数年の間に、量的にも急速に拡大し、また、請求や訴訟類型の多様さという点でも大きな進展がみられた。また、オランダの最高裁判所判決やドイツ連邦最高裁判所決定など、最上級審の裁判所が、気候被害を訴える原告らに救済を認め、気候変動対策にお

<sup>1</sup> UNEP, *Global Climate Litigation Report: 2023 Status Review* (2023). DOI: <https://doi.org/10.59117/20.500.11822/43008>  
[https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43008/global\\_climate\\_litigation\\_report\\_2023.pdf?sequence=3](https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/43008/global_climate_litigation_report_2023.pdf?sequence=3) (特に断りのない場合 website は 2024 年 6 月 1 日に閲覧。以下同じ)。

ける司法の役割に注目が集まっている。このような世界の気候変動訴訟の動向を紹介するとともに、主要な法的論点について分析を行った。

特に、欧州人権条約が保障する生命に対する権利等が各国裁判所での気候変動訴訟において援用・適用され、欧州人権裁判所においても気候変動関連の判決が出されている。特に、人権条約の援用・適用はこの間の気候変動訴訟の重要な特質の一つである。日本における人格権の援用・適用についても、同様の可能性があるかについて検討を行った。また、ラテンアメリカについては、コロンビアの気候変動訴訟を手がかりに、自然の権利、将来世代の権利の適用可能性について研究分担者の大久保を中心に検討を行った。

## (2) 日本における気候変動訴訟

日本では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の主要排出源の1つである石炭火力発電所の建設に係る気候変動訴訟が4件提起されている。

- ① 仙台パワーステーション操業差し止め訴訟（2017年提訴、2020年仙台地裁判決、2021年4月仙台高裁判決）
- ② 神戸石炭訴訟（行政訴訟）（2018年提訴、2021年大阪地裁判決、2022年大阪高裁判決、2023年最高裁判決）
- ③ 神戸石炭訴訟（民事訴訟）（神戸製鋼新設火力差し止め訴訟）（2018年提訴、2023年神戸地裁判決、控訴中）
- ④ 横須賀石炭火力訴訟（2019年提訴、2023年東京地裁判決）

これらの訴訟については、研究分担者の島村が主として担当し、詳細な検討を行った。島村（2023）<sup>2</sup>、島村（2023a）<sup>3</sup>は、世界の気候変動訴訟と対比する形で、日本の気候変動訴訟の法的争点について分析し、また、日本の司法の限界についても指摘した。さらに、日本において石炭火力発電所の建設を問題とする気候変動訴訟が提起されていることの法政策的背景と日本の気候変動対策の問題点について考察を加えた（島村（2022）<sup>4</sup>）。

## (3) 気候変動訴訟における人権法の援用・適用

気候変動訴訟における近年の特徴の一つは、各国の国内裁判所において、国際法、とりわけ国際人権法が援用され、適用される事例が増えていることである。また、人権条約の条約機関などにおいても、気候変動による人権侵害の救済や国の人権保護義務の履行を求める申立がなされる事例が登場している。

### A. 国内裁判所における人権法の適用

オランダの環境 NGO である Urgenda とおよそ 900 人の市民が、気候変動がもたらす影響が欧州人権条約で保障される生命に対する権利（2条）と私生活の保護（8条）を侵害するとして、オランダ政府に対し、より厳しい温室効果ガス排出削減目標の達成を求めた Urgenda 事件で、2019年、オランダ最高裁は、気候変動に関する科学的根拠を参照しながら、気候変動によって引き起こされる深刻な影響によって、申し立てられた権利の侵害のリスクがあることを認め、これらの人権を保護する義務の一環として、政府は削減目標を引き上げ、気候変動へ積極的に取り組む義務がある、と判断した高等裁判所の判決を支持した。

政府の温室効果ガス排出削減政策が不十分であり、パリ協定の目標に合致していないことが、スイス憲法に加え、欧州人権条約の生命権と私生活の保護の侵害に当たるとして、シニア女性グループが訴えを提起した。スイスの連邦行政裁判所と連邦最高裁判所は、気候変動によって影響を受けるのは原告に限られず、主張されている被害の程度も訴えを提起する資格があると言えるほどには深刻ではないことに加え、原告の請求は、裁判所という司法の場ではなく、政治という立法の場で解決されるべきである、と述べて請求を棄却した。この訴え<sup>5</sup>について、2024年4月9日、欧州人権裁判所は、私生活の保護（8条）と司法へのアクセス（6条1）の違反と判断した。欧州人権条約8条は、生命、健康、ウェルビーイング、生活の質への気候変動の重大な悪影響から、国家機関により効果的に保護される権利を含むとし、スイスは、炭素予算または国の温室効果ガス排出量の上限を伴う関連する国内の規制枠組を設けるのに重大な課題があり、気候変動に関する欧州人権条約上の積極的義務を遵守できなかつたと判じた。裁判所は、国家機関

<sup>2</sup> 島村健（2023）「日本の気候変動訴訟」法学館憲法研究所 Law Journal 28 号 102-127 頁

<sup>3</sup> 島村健（2023a）「気候変動に対する司法的保護—ドイツからの「アミカス・ブリーフ」：解題」法律時報 58-62 頁

<sup>4</sup> 島村健（2022）「日本の脱石炭火力政策の問題点」日本の科学者 659 号 11-16 頁。他に島村健＝杉田峻介＝池田直樹＝浅岡美恵＝和田重太（2021）「日本における気候訴訟の法的論点—神戸石炭火力訴訟を例として—」神戸法学雑誌 71 巻 2 号 1 頁-88 頁

<sup>5</sup> Judgment, European Court of Human Rights, Grand Chamber, Case of Verein Klimaseniorinnen Schweiz and Others v. Switzerland (Application no. 53600/20), 9 April 2024.

[https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/non-us-case-documents/2024/20240409\\_Application-no.-5360020\\_judgment.pdf](https://climatecasechart.com/wp-content/uploads/non-us-case-documents/2024/20240409_Application-no.-5360020_judgment.pdf)

が、法令の実施について広範な裁量を有することを認めつつ、スイスは、本件の関連する法令を設計し、策定し、実施するのに適時にかつ適切に行動しなかったと判断した。

もともと、生命に対する権利、健康に対する権利といった現行の人権条約の規定の解釈を通じて、環境に関わる人権救済が申し立てられ、裁判所や条約機関などでの判断が蓄積されてきた。欧州人権裁判所は、欧州人権条約 2 条 1 (生命に対する権利) により、締約国は意図的及び不法に生命を奪ってならないという消極的義務だけではなく、その管轄下の人の生命を保護するために適切な措置をとる積極的義務を負うと判断をしている (例えば、Öneryildiz v. Turkey, 2004 年大法廷判決)。

## **B. 条約の機関における人権法の展開と気候変動訴訟**

### **(i) 自由権規約が保障する生命に対する権利**

自由権規約は、欧州人権条約と同様に、生命に対する権利 (right to life) について保障する。その 6 条 1 は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」と定める。

自由権規約 6 条、生命に対する権利に関する一般意見 No. 36 (2018)<sup>6</sup> は、生命に対する権利 (6 条) について基本的権利の一つであり、その効果的な保護はその他のあらゆる人権の享受の前提条件である (para. 2) とした上で、狭く解釈してはならないとする (para. 3)。締約国は、生命に対する権利を尊重しなければならず、そのことは、国は、生命を恣意的に奪うこととなる行為を行うことを差し控える義務があり、国に帰属しない人または主体の行為により個人の生命が奪われることから保護する相当な注意を行使しなければならない。生命に対する権利を尊重し、確保する締約国の義務は、生命の喪失に至りうる合理的に予見可能な脅威及び生命に対する脅威をもたらす状況にまで及ぶ。こうした脅威や状況が仮に生命の喪失をもたらさないとしても 6 条の違反となりうる (para. 7)。自由権規約 6 条 1 の第二文は「この権利は、法律によって保護される。」と定めるが、法により生命に対する権利を保護する義務には、あらゆる合理的に予見可能な脅威 (私人及び私的主体からの脅威を含む) から生命を保護するために締約国が適切な立法その他の措置をとる義務を含む (para. 18)。生命を保護する義務はまた、締約国が、生命への直接の脅威となりうる又は個人が尊厳をもって生命に対する権利を享受することが妨げられうるような社会全体の条件に対処するための適当な措置をとるべきことも意味する。こうした社会全体の条件には、環境悪化や先住人民の土地や資源の剥奪、生命を脅かす疾病の流行、飢餓や極端な貧困なども含まれうる (para. 26)。自由権規約 24 条 1 は、すべての児童には、その家族、社会及び国が未成年としての地位によって要求される保護措置を受ける権利を有する。このことは 6 条によるあらゆる個人の生命を保護する一般的措置に加えて、あらゆる児童の生命を保護するための特別措置をとることを要求する (para. 60)。

### **(ii) 自由権規約委員会への申立の事例 : Ioane Teitiota v. New Zealand**

Ioane Teitiota v. New Zealand<sup>7</sup> は、キリバス国籍の個人 Ioane Teitiota が、配偶者と 2 人の子どもとともに、海面上昇などによる土地をめぐる紛争、安全な飲料水の確保、食料生産に支障などの気候変動の影響を理由に 2015 年に行った難民申請について、ニュージーランドが認めず、キリバスに送還したことについて、自由権規約 6 条が保障する生命に対する権利の侵害であるとして自由権規約委員会に申立を行った事案ある。2020 年 1 月 21 日、自由権規約委員会は、この申立について、この事案の時点 (2015 年) では、ニュージーランドの規約違反はなかったと判断した。

自由権規約委員会は、第 6 条 (生命に対する権利)、第 7 条 (拷問の禁止) において考慮されているように、回復不可能な損害の現実のリスクがあると信ずる相当な理由がある場合に、自国領域から送還しない義務がある。そのリスクは、送還先の国の一般的な条件からのみ生じたものでなく、その個人に関するもの (personal) でなければならない。また、回復不可能な現実の (real) リスクがあることを証明する相当な理由については高い閾値があり、高い水準の証明責任が求められる。その評価が明白に恣意的であるか、明白な誤りまたは裁判拒否となることが証明されない限り、こうしたリスクが存在するかを判断するために事実や証拠を検討するのは締約国の機関である。

そして、生命に対する権利の広義の解釈と積極的に保護する措置をとる国の義務については、生命に対する権利は限定的に解釈されてはならないし、締約国に対し積極的な措置をとることを求める。生命に対する権利には、個人が品位をもって生活を享受する権利及び寿命よりも早い死亡を引き起こすような作為または不作為を免れる権利が含まれる (前述の生命に対する権利に関する一般的意見 No. 36)。生命に対する権利を尊重し確保する国の義務は、生命の喪失に至る可能性のある合理的に予見可能な脅威および生命を脅かす状況にも及ぶ。環境悪化、気候変動

<sup>6</sup> General comments No. 36 (2018) on article 6 of the International Covenant on Civil and Political Rights, on the right to life, CCPR/C/GC/36.

<sup>7</sup> Ioane Teitiota v. New Zealand, CCPR/C/127/D/2728/2016. Human Rights Committee, Views adopted by the Committee under article 5 (4) of the Optional Protocol, concerning communication No. 2728/2016.

及び持続可能でない開発は、生命に対する権利を現世代及び将来の世代が享受する可能性への最も急迫した、深刻な脅威となりうる。

この申立については、回復不可能な損害の現実のリスクがあると信ずる相当な理由はない（証明されていない）が、生命の喪失に至る可能性のある合理的に予見可能な脅威及び生命を脅かす状況がある場合、6条違反となり得る。気候変動の影響によって、個人が生命に対する権利の違反となるような状況におかれることもありうるし、海面下に国が沈むようなりリスクは、極端なりリスクであり、こうした国の生活条件は、リスクが現実ともとなる前にも、生命に対する権利と合致しないおそれがある。被送還国の気候変動影響が生命に対する権利の侵害となるような場合、送還国のノンフルマン義務が生じる、と判断した。

### (iii) 児童の権利委員会への申立 : Sacchi, et al. v. Argentina, et al. (2019年申立, 2021年決定)

Sacchi, et al. v. Argentina, et al.<sup>8</sup>は、16人の児童が、アルゼンチン、ブラジル、フランス、ドイツ、トルコの5カ国が、温室効果ガスの削減が不十分で、世界の大排出国に対して炭素による汚染を削減することを促すことができなかつたことで、児童の権利条約に基づく権利を侵害したと申立を行った事案である。児童の権利委員会に対して、継続する気候変動により、上記の5カ国が申立人の権利を侵害していると宣言し、気候変動対策として上記5カ国がとるべき行動を勧告することを要請した。

2021年10月12日、児童の権利委員会は、管轄権の判断のためではあるが、領域内から炭素排出に関する締約国の作為又は不作為の結果としての権利の侵害は合理的に予見可能であったとした上で、国内救済手続が完了していないことを理由に申立を受理できない判断した。しかし、委員会は、締約国がその領域からの排出が及ぼす領域外の児童への有害な影響に法的に責任を有するという申立人の主張を認め、すべての国が気候変動を引き起こしているという事実は、それぞれの排出量を削減する国の個別の責任を免除しないとした。児童の権利委員会はまた、若者は、生命に対する権利、健康に対する権利及び文化に対する権利に対する予見可能な脅威の被害者であると判断した。

### (4) 日本の気候変動訴訟・気候変動法への示唆と課題

日本のこれまでの気候変動訴訟では、人格権、平穏生活権が重要な争点でありながら、国際的な動向や求められる排出削減の水準などを示すために気候変動に関する京都議定書やパリ協定などが援用されることはあっても、人権条約を積極的に援用、適用した事例はない。

一般的受容方式をとる日本において、締結した国際条約は国内法の制定を待たずに国内法的効力を有する。「作成・実施の過程の事情に照らし、一定の権利義務を定め、直接に国内裁判所で執行（適用）可能なものにするという締約国の意思が確認でき（主観的要件）、当該条約の規定において、一定の権利義務が明白、確定的、完全かつ詳細に定められていて、その内容を具体化する法令をまつまでもなく、国内的に執行（適用）可能であること（客観的要件）を要する」という2要件を充たせば、国内法を待たずに裁判所により直接適用が可能である（例えば、劉連仁訴訟東京高裁判決（東京高判2005（平17）6・23））。学説は主観的要件を採用しない傾向にある。この2要件をどの程度厳格に適用するのか、条約機関による人権条約の解釈の展開を裁判所においていかに位置づけるのかという論点はあるが、気候変動訴訟において人権条約を直接適用する可能性は十分ある。

これらの法の展開をふまえて日本法をあらためて検討すると課題も明らかになる。日本国内の気候変動訴訟で人格権の侵害の有無が争点の一つとなるが、保護される法益の範囲が狭く解されることがある。仙台パワーステーション操業差し止め訴訟判決において、人格権は不安からの保護へと縮減され、不安からの保護は、第一次的には民主的手続により定められるべきものであり、法令違反、公序良俗違反、権利濫用、汚染の態様・程度が特に顕著である場合に限り、環境汚染行為は平穏生活権を侵害するものとして違法となるとした。例えば生命に対する権利についてその保障の範囲を広く解すべきとの自由権規約委員会の立場と対照的である。

また、児童の権利委員会の解釈にも表れているように、児童といった社会においてより脆弱な者に対しては、一般的な措置に加えて、特別の保護措置を講じることを、児童の権利条約などの人権条約が求める権利保障として定めていることにも留意すべきである。

昨今の気候変動訴訟の展開において、人権法との交錯は無視できない特質であるが、気候変動の影響が社会のすべての人々にあまねく及ぶのに対して、人権法が本質的に個人的な（personal）利益・権利の保護を行うものであることは、気候変動のような問題について、人権法を適用して行う法的対応の難しさも示している。ただし、Ioane Teitiota v. New Zealand で自由権規約委員会が示した見解は、状況によっては一般的な状況そのものが生命に対する権利と整合しないと判断し、気候変動に由来する人権侵害について、人権法を適用して、人権を尊重し、救済を与えようとする一つの試みということもできるだろう。

<sup>8</sup> Sacchi, et al. v. Argentina, et al., Communication No. 104/2019 (Argentina), Communication No. 105/2019 (Brazil), Communication No. 106/2019 (France), Communication No. 107/2019 (Germany), Communication No. 108/2019 (Turkey).

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計23件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 2件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 大久保規子	4. 巻 66巻10号
2. 論文標題 辺野古訴訟と生物多様性の保全：国内屈指のサンゴ礁生態系の危機	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 61-67
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Noriko Okubo, Yukari Takamura et al.,	4. 巻 6/2021
2. 論文標題 Understanding Local Peoples' Participation as "Means" and "Ends" in Protected Areas Management: A Qualitative Study in the Heart of Borneo	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Journal of Sustainable Forestry	6. 最初と最後の頁 386-397
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1080/10549811.2021.1935278	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 島村健=及川敬貴	4. 巻 22号
2. 論文標題 環境裁判例の動向	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 民事判例	6. 最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 28号
2. 論文標題 仙台パワーステーション操業差止訴訟第一審判決	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 321-324
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健 = 杉田峻介 = 池田直樹 = 浅岡美恵 = 和田重太	4. 巻 71巻2号
2. 論文標題 日本における気候訴訟の論点 神戸石炭火力訴訟を例として	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 1-88
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 23号
2. 論文標題 注目裁判例研究 2021年前期 環境 環境影響評価書確定通知取消等請求事件 (神戸石炭火力訴訟)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 現代民事判例研究会編・民事判例	6. 最初と最後の頁 118-121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 1566号
2. 論文標題 SDGsと気候訴訟	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 49-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大塚直	4. 巻 57巻6号
2. 論文標題 地球温暖化対策推進法改正、及び環境影響評価法下の風力発電のアセス規模要件引き上げについて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境管理	6. 最初と最後の頁 44-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 No. 700
2. 論文標題 気候変動問題とエネルギー：国際社会の変容と変化のなかの日本外交	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際問題	6. 最初と最後の頁 30-39
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 2021年6月号
2. 論文標題 カーボンニュートラル 日本の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 156-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 51巻2号
2. 論文標題 カーボンニュートラルに向けた日本の気候変動・エネルギー政策の課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 2022年1月号
2. 論文標題 世界は1.5 目標をめざす	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 158-166
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 大久保規子	4. 巻 No.487別冊付録
2. 論文標題 人と生きものの幸せを考え、気候危機を救え	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保規子	4. 巻 49巻4号
2. 論文標題 持続可能な発展に向けた法的課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 環境情報科学	6. 最初と最後の頁 37-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保規子	4. 巻 49巻4号
2. 論文標題 防災・減災とグリーンインフラの展望 欧州の政策を参考に	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境と公害	6. 最初と最後の頁 37-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 23号
2. 論文標題 日本における環境条約の国内実施 国内法の観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 25-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 23号
2. 論文標題 環境条約の国内実施－国際法の観点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 環境法政策学会誌	6. 最初と最後の頁 7-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 51 (4)
2. 論文標題 サステナブルファイナンス実行への取組み 地域金融機関に求められる態勢	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 銀行実務	6. 最初と最後の頁 26-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Noriko Okubo	4. 巻 10
2. 論文標題 COUNTRY REPORT: JAPAN- The Latest Developments on Environmental Policy and Case Law	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 IUCN Academy of Environmental Law eJournal	6. 最初と最後の頁 115 - 124
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 大久保規子	4. 巻 30
2. 論文標題 環境影響評価法制の整備	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 239 - 256
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 62(4)
2. 論文標題 発電所の設置にかかる環境影響評価とその司法的統制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 上智法学	6. 最初と最後の頁 183-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 島村健	4. 巻 32
2. 論文標題 国際的な環境利益の国内法による実現 環境条約の国内実施・再論	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 行政法研究	6. 最初と最後の頁 73-116
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高村ゆかり	4. 巻 2019(12)
2. 論文標題 脱炭素社会に向かう世界	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 世界	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計85件(うち招待講演 66件/うち国際学会 41件)

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Japan's Approach for climate change
3. 学会等名 American Society of International Law webinar "Asian responses to climate change" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルに向けた政策課題と環境アセスメントの役割
3. 学会等名 環境アセスメント学会創立20周年記念式典（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルに向かう世界--社会の変革とその課題
3. 学会等名 精密工学会LCE専門委員総会（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 国際法における環境権の展開
3. 学会等名 環境法政策学会第26回学術大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルに向かう世界と法政策の変容
3. 学会等名 環境法政策学会 第26回学術大会シンポジウム「カーボンニュートラルに向けて」（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Recent trends around waste management: Implications from COP26 and their synergies
3. 学会等名 3rd African Clean Cities Platform (ACCP) Assembly (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルの世界的動向と機械工学への期待
3. 学会等名 日本学術会議機械工学委員会機械工学の将来展望分科会機械工学の将来展望分科会構想小委員会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルに向かう世界--地球と地域の未来を考える
3. 学会等名 日本学術会議第三部、日本学術会議北海道地区会議、北海道大学主催公開シンポジウム「地球環境の未来を考える～カーボンニュートラルの実現に向けて～」 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 持続可能な未来に向けた社会の変化と水環境研究への期待
3. 学会等名 日本水環境学会設立50周年記念講演会 (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Japanese and Asian Leadership for Climate Change Mitigation?
3. 学会等名 Symposium "Constitutionalism, transnational governance failures and policy responses: Environmental constitutionalism for climate change mitigation?" organized by HEC Paris (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Decarbonization and Energy Security
3. 学会等名 GEA International Conference 2022 Challenges and Opportunities for Sustainable Societies: Climate Change, Energy and Food Security (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Energy Transition Toward Carbon Neutrality The Role of Photovoltaics
3. 学会等名 PVSEC-33 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 気候変動と国際法
3. 学会等名 日本弁護士連合会「国際公法の実務研修連続講座」(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 デイクロージャーをめぐる日本の動向と今後の課題
3. 学会等名 GCNJ・PRI共催国際潮流セミナー「サステナビリティ情報開示の最新潮流」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Achieving the SDGs and Carbon Neutrality: Strengthening Science-Policy-Business Interface towards Resource Circulation and Circular Economy
3. 学会等名 11th Regional 3R and Circular Economy Forum in Asia and the Pacific (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Towards climate neutrality System transitions, hope and challenges
3. 学会等名 IAQVEC 2023: 11th international conference on indoor air quality, ventilation & energy conservation in buildings (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 政策統合
3. 学会等名 環境法政策学会 第27回学術大会シンポジウム「環境基本法制定30周年」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Global governance with orchestration and hybridization of regimes
3. 学会等名 IDDRI Scientific Council Seminar (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルと循環経済
3. 学会等名 日本機械学会2023年度年次大会 (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 環境に関する政策統合の課題
3. 学会等名 日本学術会議公開シンポジウム「環境に関する政策統合の課題」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 カーボンニュートラルに向かう世界--最新の政策動向
3. 学会等名 日本機械学会エンジンシステム部門2023年度第5回部門将来検討委員会 (招待講演)
4. 発表年 2023年



1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 国際法からみた気候変動訴訟 日本の課題
3. 学会等名 独日法律家協会DJJV主催日独シンポジウム「気候保護と法」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 日本機械学会エンジンシステム部門2023年度第5回部門将来検討委員会
3. 学会等名 第35回(2023年度)国際人権法学会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Climate, energy and food crisis
3. 学会等名 The Trilateral Commission, Asia Pacific Group, 2023 Seoul Regional Meeting(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Climate Change and Energy
3. 学会等名 40th Conference of the UK-Japan 21st Century Group(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 ABS in Corporate Sustainability Reporting: Preliminary Study
3. 学会等名 7th Korea-Japan Symposium on the Nagoya Protocol (国際学会)
4. 発表年 2024年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境に関する権利の拡大と参加原則
3. 学会等名 環境法政策学会 第26回学術大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Legal Measures to Overcome Green vs Green Conflicts Related to Renewables in Japan
3. 学会等名 The 28th Annual Conference "Sustainable Development and Courage. Culture, Art and Human Rights" International Sustainable Development Research Society (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Toward the Resolution of Local Conflicts over Renewable Energy
3. 学会等名 The Challenge and Response of Climate Change and Energy Law 2022 Round Two-Climate Change Law in the Asia-Pacific in Taiwan (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境権と参加
3. 学会等名 第27回環境法政策学会「環境基本法制定30周年」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境権をめぐる海外の最近の動向と日本の現実
3. 学会等名 第38回日本環境会議仙台大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境立憲主義と国際的な環境・人権秩序の相互影響
3. 学会等名 全国憲法研究会・秋季研究総会(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Integrated Policy for Climate Change and Biodiversity in Japan
3. 学会等名 INTERNATIONAL LAW CONFERENCE ON CLIMATE CHANGE AND THE RULE OF LAW(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Green Infrastructure in Japan's rivers: toward integration with climate change and biodiversity policies
3. 学会等名 INFRA Palestra (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 大塚直
2. 発表標題 総括 この10年の環境法を取り巻く状況の変化と環境基本法の課題
3. 学会等名 第27回環境法政策学会「環境基本法制定30周年」(招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Recent developments on administrative nuclear power plant litigation in Japan
3. 学会等名 LA PREUVE ET L'EXPERTISE DANS LES PROCES RELATIFS AU RISQUE NUCLEAIRE, Colloque international organise en visioconference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Local Initiatives to Overcome Green vs Green Conflicts Related to Renewable
3. 学会等名 Renewable Energy and Climate Cooperation : A Case for Sweden and Japan, Virtual Symposium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 主要国における参加原則
3. 学会等名 シンポジウム「世界環境憲章と日本の環境法政策 環境法の基本原則の視点から」環境科学会2021年会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境をめぐる権利の拡大と日本の立ち位置
3. 学会等名 世界環境憲章と環境法の基本原則 - 国際的動向とわが国における意義 - 環境研究総合推進費((1-1901)世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究) 国民対話シンポジウム
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 カーボンニュートラル 持続可能な社会に向けて
3. 学会等名 日本学術会議近畿地区会議学術講演会「カーボンニュートラル：2050年までに何をすべきか」（主催：日本学術会議近畿地区会議、京都大学）（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大塚直
2. 発表標題 世界環境憲章と日本の環境法の基本原則 概観
3. 学会等名 2021年環境情報科学 研究発表大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大塚直
2. 発表標題 日本における気候変動緩和に関する法政策
3. 学会等名 2021年環境情報科学 研究発表大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Global Climate Challenges and Keys for Japan's Transition
3. 学会等名 Online Environmental Forum "Transitions to Sustainable Futures" Organized by Hitachi, Ltd. R & D Group (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 地球の限界、社会の変革、環境学の役割と課題
3. 学会等名 日本学術会議学術フォーラム 「気候変動等による地球環境の緊急事態に社会とどう立ち向かうか - 環境学の新展開 - 」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Transformation towards net zero and challenges for just transition
3. 学会等名 HLPF 2021 High-level Side Event Carbon Neutrality & Social Transformation: Are We on Track to Arrive at a Justice-based Transition? (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 ASEAN Economic and Social Regional Integration in the "New Normal"
3. 学会等名 The ASEAN's 54th Anniversary Symposium (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 2050年カーボンニュートラルに向かう世界
3. 学会等名 日本粉体工業技術協会環境エネルギー・流動化分科会 (招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Global framework to enhance business actions for sustainable development
3. 学会等名 Sweden-Japan Sustainability Summit 2021 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Exploring Multilateral and Trilateral Cooperation on Carbon Neutrality
3. 学会等名 Forum on Carbon Neutrality Goals of China, Japan and the Republic of Korea (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 気候変動の内在化が企業価値を高める
3. 学会等名 日本経営倫理学会「サステナビリティ経営研究」創刊シンポジウム（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 環境権の国際的保障とその課題
3. 学会等名 環境科学会 シンポジウム「世界環境憲章と日本の 環境法政策 環境法の基本原則の視点から」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 世界環境憲章と環境権の国際的展開
3. 学会等名 国民対話シンポジウム「世界環境憲章と環境法の基本原則:国際的動向とわが国における意義」
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 EU-Japan Cooperation in the Race for Climate Neutrality and Green Technologies
3. 学会等名 Japan-Europe Forum Berlin 2022 organized by European Council on Foreign Relations（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年



1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Climate Change Litigation in Japan: Kobe Coal-Fired Power Plant Cases
3. 学会等名 The Japanese Nuclear Restart: Some Thoughts on the Role of the Courts, Climate change law and policy in the Asia-Pacific 2020 in Tokyo (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Human Rights and Climate Change Litigation in Japan
3. 学会等名 International Webinar on Global Challenges of Modern Times, Chandigarh University, Punjab (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Current Status of Right to Healthy Environment in Japan - Developments on its Theory and Case Law
3. 学会等名 Workshop   Global Pact for the Environment (draft project) and Environmental Law Principles I : Right to an Ecologically Sound Environment (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境団体の役割と制度的助成の必要性 - EUからの示唆
3. 学会等名 環境経済・政策学会2020年大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 多様な主体が未来を描くために SDGsと参加原則
3. 学会等名 日弁連公害対策・環境保全委員会50周年記念シンポジウム(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 環境訴訟の国際的展開～環境をめぐる権利の拡大～
3. 学会等名 第11回環境法サマースクール(主催 日本弁護士連合会)(招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Changing businesses and ESG investing: Challenges and opportunities for "Building Back Better"
3. 学会等名 ASEAN Sustainable Energy Week, ASE Webinar Series #5: "Environmental Opportunities in the Post COVID-19 World" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 国際法における環境権の展開と世界環境憲章
3. 学会等名 2020年度環境経済・政策学会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 気候変動に関する最近の動向と金融業界への期待
3. 学会等名 全国銀行協会環境関連トップ・マネジメントセミナー（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yukari Takamura
2. 発表標題 Japan's 2050 net zero goal: Its context and implications
3. 学会等名 Japan's 2050 Net zero target: Is it a big deal?, organized by Crawford School of Public Policy, Centre for Climate Economics and Policy, Australian National University（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 SDGsとパリ協定の実施、そしてポスト2020生物多様性枠組に向けて
3. 学会等名 GEA国際会議2020（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 気候変動と金融 気候変動問題から見たサステナブルファイナンスの課題
3. 学会等名 金融庁・サステナブルファイナンス有識者会議（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Tadashi Otsuka
2. 発表標題 'Climate Litigation in Japan (Climate Litigation in Japanese law. The possibility to file suits in Japan)'
3. 学会等名 INTERNATIONAL COLLOQUIUM WHAT LEGAL ACTIONS FOR THE ENVIRONMENT AND CLIMATE? A CROSS-SECTION, Jean-Paul-Tardif Hall, La Laurentienne Pavilion, Canada, University Laval (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大塚直
2. 発表標題 サステナビリティと気候変動問題 (Sustainability and Climate Change)
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所; 持続可能社会のための法学 - Law and Sustainability学の推進: 統括シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 「環境訴訟の流れと気候変動にかかる新たな可能性」
3. 学会等名 シンポジウム「司法は気候変動の被害を救えるか～科学からの警告と司法の責任～」(日本弁護士連合会) (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Environmental Right and Recent Developments on ECHR Case Law, [Joint-workshop]Significance and Implications of the Comparative Study of the Caselaw of the European Court of Human Rights in Asia
3. 学会等名 ECtHR's Jurisprudence Research Forum (EJRF)of the Korean Public Law Association (韓國公法學會)and the Japanese Research Group on the Caselaw of the ECtHR (J-Group ECHR) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Integrated Water Management in Japan
3. 学会等名 International conference on policies, laws and regulations for water resources management in Southeast Asia countries (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Public Participation in the Field of Water Management - Suggestion from the experience of Yodogawa Basin Committee in Japan
3. 学会等名 International conference on policies, laws and regulations for water resources management in Southeast Asia countries (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 世界環境憲章案と参加原則
3. 学会等名 企画セッション：世界環境憲章は日本の環境法政策にいかなる影響を与えるか，2019 年度環境情報科学研究発表大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Noriko Okubo
2. 発表標題 Activities Promoting the Aarhus Convention and Policy / Institutional Challenges in Japan
3. 学会等名 日・中・韓 3カ国の環境正義実現のための方策，環境正義研究所 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 大久保規子
2. 発表標題 SDGsの求めるガバナンス 欧州の事例から
3. 学会等名 SDGsと自治体の公共事業，日本弁護士連合会主催・公益財団法人日弁連法務研究財団共催セミナー（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 環境政策の国際的動向－気候変動政策に焦点をにおいて
3. 学会等名 農村計画学会2019年度春期大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 科学技術と環境レジームの相互作用－地球の限界、パリ協定、非国家主体
3. 学会等名 第32回環境工学連合講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 環境条約の国内実施－国際法の観点から
3. 学会等名 第23回環境法政策学会シンポジウム「日本における環境条約の国内実施」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Current Status and Challenges of Japan 's Renewable Law
3. 学会等名 16th Asian Law Institute Conference 2019 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Climate Finance in Japan: Recent Developments
3. 学会等名 Fourth Annual Conference of the Japan Economy Network (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Current Status and Challenges of Japan 's Renewable Law
3. 学会等名 Climate Change Law in the Asia-Pacific (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 パリ協定が変える世界ーゼロエミッションに向かうエネルギー転換とビジネス
3. 学会等名 東京大学教養学部創立70周年記念教養教育高度化機構SDGsシンポジウム「SDGsが目指す世界ー考えよう！私たちの未来ー」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高村ゆかり
2. 発表標題 国際人権法における環境権の展開
3. 学会等名 2019年度環境情報科学研究発表大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Furthering EU-Japan partnership in the context of climate change
3. 学会等名 IFRI Seminar "The New EU-Japan Partnership: What Lies Ahead?" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Furthering EU-Japan strategic partnership in the context of climate change
3. 学会等名 International Conference on Strengthening the cooperation in an uncertain international order (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yukari TAKAMURA
2. 発表標題 Climate Change and Right to Health: Evolving Interrelationship and Challenges
3. 学会等名 International Workshop on Climate Change and Sustainable Development: Public Health and Policy (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年



〔図書〕 計14件

1. 著者名 Tadashi Otsuka	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Nomos Verlag, Baden-Baden	5. 総ページ数 934
3. 書名 Climate Litigation in Japanese Law: The Possibility to file Suits in Japan, in Hentschel, Anja / Hornung, Gerrit / Jandt, Silke (eds.), Mensch - Technik - Umwelt: Verantwortung für eine sozialvertragliche Zukunft, zum 70. Geburtstag	

1. 著者名 大塚直	4. 発行年 2020年
2. 出版社 早稲田大学比較研究所	5. 総ページ数 336
3. 書名 気候訴訟に関する覚書 その可能性と困難性（中村民雄編『持続可能な世界への法-Law and Sustainabilityの推進』所収）	

1. 著者名 高村ゆかり	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有信堂	5. 総ページ数 269
3. 書名 「予防原則・予防的アプローチ」「気候変動（地球温暖化）」（西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』所収）	

1. 著者名 高村ゆかり	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 448
3. 書名 環境分野の国際立法—その特質と課題（寺谷広司編『国際法の現在—変転する現代社会で法の可能性を問い直す』所収）	

1. 著者名 早稲田大学比較法研究所編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 早稲田大学比較法研究所	5. 総ページ数 -
3. 書名 『持続可能な世界への法』（大塚直「気候訴訟に関する覚書 その可能性と困難性」）	

1. 著者名 佐藤真久 = 関正雄 = 川北秀人編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 学文社	5. 総ページ数 288
3. 書名 『SDGs時代のパートナーシップ: 成熟したシェア社会における力を持ち寄る協働へ』（大久保規子「権利に基づくパートナーシップ」）	

1. 著者名 環境法政策学会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 240
3. 書名 『環境法における参加（環境法政策学会誌22号）』（大久保規子「総論：参加原則の国際的展開と日本の課題」）	

1. 著者名 環境法政策学会	4. 発行年 2019年
2. 出版社 商事法務	5. 総ページ数 240
3. 書名 『環境法における参加（環境法政策学会誌22号）』（高村ゆかり「国際開発援助と参加（国際資金供与機関を含む）」）	

1. 著者名 大久保規子 = 高村ゆかり = 赤淵芳宏 = 久保田泉編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 530
3. 書名 『環境規制の現代的課題』（大久保規子「環境規制と参加」）	

1. 著者名 大久保規子 = 高村ゆかり = 赤淵芳宏 = 久保田泉編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 530
3. 書名 『環境規制の現代的課題』（高村ゆかり「環境規制と持続可能な発展」）	

1. 著者名 大久保規子 = 高村ゆかり = 赤淵芳宏 = 久保田泉編	4. 発行年 2019年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 530
3. 書名 『環境規制の現代的課題』（島村健「環境規制と協定手法」）	

1. 著者名 浅田正彦編著	4. 発行年 2019年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 584
3. 書名 『国際法〔第4版〕』（高村ゆかり「国際環境法」）	

1. 著者名 西井正弘・鶴田順編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有信堂	5. 総ページ数 270
3. 書名 『国際環境法講義』（高村ゆかり「予防原則・予防的アプローチ」）	

1. 著者名 西井正弘・鶴田順編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有信堂	5. 総ページ数 270
3. 書名 『国際環境法講義』（高村ゆかり「気候変動（地球温暖化）」）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	伊達 規子 (大久保規子)  (Date Noriko)  (00261826)	大阪大学・法学研究科・教授   (14401)	
研究分担者	島村 健  (Shimamura Takeshi)  (50379492)	神戸大学・法学研究科・教授   (14501)	
研究分担者	大塚 直  (Otsuka Tadashi)  (90143346)	早稲田大学・法文学術院・教授   (32689)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------